

## V アメリカ・デンバー市の里親制度をめぐる質疑応答

ヘネシー澄子と出席者

ヘネシー：今度州のほうから私たちはこうしますからお金をください、とか、連邦政府でうたわれた法律を州の法律に組み入れてこういうふうに規則を作りましたからお金を下ろしてください、という形で州が動き出します。ですから、法律というのは、規則と法律が違っていまして、アメリカの場合法律はACTといいます。ACTの場合には細かいことは書いていない。だいたい主旨とか原則をうたっていて、細かいことというと、たとえばパーマネンシープランは12ヶ月以内、というようなことです。それ以上には言わないわけです。

高橋：具体的な策は行政に任せるといえるか、各州ごとに、ということですか。

ヘネシー：行政に任せるといえるよりも、それが今度は連邦政府の社会福祉局に下りてきて、そこでもう少し細かくなります。それが州に下りてきて、州がみて、「こんな細かいことできない、自分で法律を作るからいいです、政府のお金要りません」と。とくに（下りるお金が）少ない場合は歯のない法律ですから、「主旨は盛り込みますけれど、規則は完全に（実行）できないからうちがうちでやります」と。たとえばペンシルヴァニア州は非常に独立心が強い州で、自分たちの法律を作りますという。アリゾナ州も独立心が強くて、ペンシルヴァニア州やアリゾナ州はなかなか連邦政府が作った法律を自分の県に盛り込まないんです。ほかの県では、いくらでもお金が欲しいわけですから、自分の県の法律に盛り込んで、県の規則というのは上から下りてきた連邦政府の規則と県法とを一緒にみてを作ります。

菊池：今ので、連邦と州の関係についてですが、たとえば虐待とか放置の場合の措置についてはそういうことですが、事項によっては州の拒否権というのは、これは必ず州がしなくてはいけない、という、いわゆる事項の観察というものはあるのですか。それともすべてアメリカにおける法律の場合には今のような制定の仕方でしょうか。

ヘネシー：憲法に触れる法律、憲法を変えるとか憲法に即した法律、というのは絶対に各州も受け入れなければならない。けれどもアメリカの面白いところは、そういう法律でも、たとえば医療制度、メディケイド、メディケアの法律ができましたが、あのときはいろいろな州で難色を示しましたが、国が乗り入れするものは州がお金を出さなければ必ず受け入れます。たとえば高齢者のための医療制度、あれは国の運営なんです。それから社会保障のソーシャルセキュリティ、あれも国の運営です。だからどこへ行っても一律のケアを受けられる。州のお金を使わなければそれでいいわけです。州のほうも自分でお金を出すわけではないからそれを受容します。州がお金を出すときには、連邦政府がいくらこれを必ずやらなければいけないといっても、州は州の意向がありますから、そこで選択肢をくれといえます。実はメデ

イケイドは州によって違います。連邦政府から来るお金のほうがずっと多いにもかかわらず、州のほうで、うちの州はこういう人しかメディケイドをあげられない、これは貧困者に対する健康保険ですけど、コロラドなどはほんとにけちなものですから、対象者が少ない。ワシントン D.C.、マサチューセッツ、N.Y.とか、人に対する政策が豊かな州では、貧困のレベルというものがあって、毎年レベルが変わります。4 人家族でこれだけの収入しかないのを貧困と考える。そのナンバーが段々あがってきています。そのナンバーよりも下の人、たとえば一人暮らしでこれしかない人は貧困と考える。その貧困者のレベル以下の人、それと貧困者の 115%しか収入がない人、というふうにして、州がこの人にメディケイドをあげましょうと。メディケイドのない州が今までは 50%50%でしたが、いま大体州が 35%くらいで連邦制度が 65%くらい。州が少しでも払うと意見を言いたい。そこでいろいろな選択肢を与えるわけです。それで州で決めることができる。そういうふうになっています。

菊池：そうすると、EU などの国は、各国が持っている自治権などを EU に売り渡してなっていると思うのですが、アメリカでは全体的な傾向としては連邦の力は強くなっているのでしょうか。

ヘネシー：ですから民主党が入っているときは連邦の力が強いんです。共和党になるとガタガタになります、州に任せろ、という形で。それがまた民主党になると、州に任せただけからこうなった、と連邦政府の力を強めて連邦政府の監査の力を強めます。それがアメリカという国の特色で、私たち実践機関は、民主党で強くなるからしっかりしなくては、とか共和党になると楽な感じで。やはり政権って回りますので、行ったりきたりすることがあります。

大谷：最近の里親制度の傾向の位置付けを確認させていただきたいのですが、パーマネンシープランニング自体はそのまま、その中で家庭復帰という点からみた里親制度が今まであまりよく機能していなかったの、里親制度を別な観点から家庭全体を援助しようということでそういう変化が起きてきた、と理解しているのでしょうか。

ヘネシー：はい。12ヶ月という非常に短い時間です。それで親がすぐに立ち直って子どもを引き取って完全な親になる、などということは大きな疑問です。いくら法律でうたってもプログラムがきちんと機能していなかったら、その法律の使命としているものは達成できません。だから 12ヶ月というのはそれでいい、と。こんど 8ヶ月になるかもしれない、民主党は 8ヶ月でやろうとしていますから。そのためにはミクロプログラムを作らなければならない。ミクロプログラムというと、里親と実親が子どもを真ん中にして喧嘩しているような感じならば、子どもの家庭復帰というものを望めない。だから、この子どもは家庭復帰をする、できなければ養子にもらわれていく、だからあなたのところにいるのは 1年間だけです、その 1年間の家族の

治療のパートナーなんです、ということで里親を位置付けている。今まで子どもの家庭復帰のための一員というふうには、里親自身も社会福祉局も考えていなかった。だからいま新しい観点で、チームの一員です、私たちの目標はこの子が1年以内に家族に復帰できることです、と。この両親にいろいろなプログラムを与えます。たとえば麻薬の治療に行ってもらったり、怒りの管理とかそういうこともやってもらって、いろいろな観点で両親を指導する。けれども一番の治療というのは、両親がどのようにあなた方（里親）が子どもに対処しているかを目撃することである。だから両親があなたのところにしょっちゅう来ることを許してください。いろんな問題を子どもが学校から持ってきたり家の中で持ち上がったたり、そういうとき両親はいつも叩いていた。それをあなたたちがどういうふうに行っているかというのを両親が目撃して、ああ、ああいうふうに行えば（いいんだ）、と（わかる）。実践をしてくれるのはあなた方なんです、というふうに里親を立てています。あなた方がロールモデル、役割モデルで、それが本当にいい勉強になっているんですよ、ということをして里親に言って、里親はただ実親がいない子どもをみただけだと思っていただけ、教育という使命がある、と自分を高く見ることが出来る。それで専門里親になってもらう。専門里親とは何ぞや、ということのをこれで定義しているのです。だから里親の質の向上があると思います。

それから視点が違ってくる。今までは親と親、ということで同じプレートにいましたけど、そうではなくて、あなたたちは親を指導する家庭なんだ、という感じになっている。この両親もあなたたちに相談に行くほうがソーシャルワーカーに相談に来るよりも相談しやすいことがある。親同士でもって相談する。そのときに親の指導をどうするか、というので、ソーシャルワーカーは間接的に「こういうときは親をこういうふうにご指導してください」と里親を教育しています。そういうふうにしなればいけないと ANNIE E. CASEY FOUNDATION でそういうプログラムにお金を出している。サンフランシスコでもデンバーでも、だいたいそういうふうに変ってきている。里親の募集もそういう意図で募集しています。いままではかわいそうな子どもを引き取って（ください）、とやっていたんですが、こういう子どもたちを両親に戻すための治療の一員となる里親を探しています、という考えで募集しています。

大谷：そうしますと、ごく初期の段階で、問題のある家庭の選別が必要になってきますね。里親の指導を受け入れる、受容的な部分がまだ残っている育成可能な家庭と、それから、そういう人たちの入り込み自体を拒否してしまう家庭とか、親自体を見つけれない家庭とか、選別がまず行われて、育成可能なところにそういう方たちを抽選的に入れていく、という形になるわけですね。

ヘネシー：そうです。ですから、1週間以内にソーシャルワーカーが家庭訪問する。この家庭は復帰できる家庭であるのか、復帰できない家庭であるのか、そこを見るん

です。その間の、たとえば黒白の間の灰色がたくさんありますね。そこはまだわからないから1年の余裕をください、という感じで。復帰できない家庭であつたら最初から児童裁判所に行って、これはだめだから親権を断ち切ってください、と。

これは非常にひどい児童虐待があつた。両親も麻薬漬けで、1年間では復帰できない。もうこれは（親権を）断ち切ってしましましょう、と。そして裁判所も「裁判を起こしますから連れてきてください」、と。それにも出てこないで、親権を断ち切ってしまう。（その子は）もちろん養い親が見つかるまで里親のところにいるけれども、里親は「私たちはこの子を養い親が見つかるまで預かります」ということで預かる。そういうタイムフレームをきちんとしましょう、ダラダラと延ばしていくのは絶対にいいことではない、ということがわかってきた。1年と言いながら養年4年になってしまった、ということがたくさんあつた。

大谷：新しい里親を育てるプログラムですが、研修期間はどのくらいでしょうか。

ヘネシー：そのカリキュラムをいただいてきたかつたんですが、いま作っている状態であるとのこと。その研修の期間も最初に集中的な研修があつて、たとえば3週間とか、もちろん働いている人がいるから、ウィークエンドを使って、それも朝から晩までを2日間やっている。それで終わってしまうのではなくて、必ず1ヶ月に1回ずっと1年間やっている。それから3ヶ月に1回、6ヶ月に1回。そしてエキスパートになった里親が教授として入ってくるんです。ソーシャルワーカーはそれをアレンジする形にして、教えるのも毎回やっている里親が教える。本当にエキスパートになった里親というのは、ずっと児童相談所の片腕みたいにしてやっていただく。そういうかたちで里親を位置付けています。そういう人たちには毎年ご褒美をあげたりして。

大谷：研修機関は公と私立と、両方あるんですか。

ヘネシー：いまのところ ANNIE E. CASEY FOUNDATION の財団のプログラムですから、社会福祉事務所がお金をもらっていて、そこから指導する人を作っていく、それもひとつの CASEY FOUNDATION の計画のひとつです。その形態を作るのに3年くらいかかるので、3年間にどういうものができるか、楽しみです。サンフランシスコでやっていることとデンバーでやっていることと違ってくると思うんです。そこでできあがった評価過程とかカリキュラムとか、デンバーで出来上がったものと違うかもしれません。それでもって比較できるのが、とても楽しみです。時間とか、何週間ということも違ってくると思うんです。けどどだいたい最初は集中的な講習とか、それから段々と2ヶ月に1回とか、というのは両方とも同じなのではないかと思っています。

湯沢：デンバーの家庭裁判所に専門の裁判官が3人いて、親権停止の命令というのは年間何件くらいあるのでしょうか。

ヘネシー：これは1997年くらいにお供して聞いたのが、（親権剥奪が）大体年間100

件くらい。親権停止はしょっちゅう行われている。親権剥奪です。親権剥奪されて子どもを虐待する親の姉がルイジアナ州にいて、ルイジアナ州の社会福祉局からこの家庭は正常であって私たちがモニターしますから、この家庭とこの子を養子縁組してください、という形で…。「お金はどこから出るんですか」と聞いたら、デンバーが払う。この子はどこまでもデンバーの子だから、18歳になるまで養子縁組でもお金はデンバーが払います。そしたら、ルイジアナ州もあまり心配しないで、その子どもをこちらにもらいましょう、と。私たちが監査します、けどお金は払ってください、という感じでやっています。

湯沢：停止のほうはしょっちゅうだ、ということですが、これの10倍くらいあるということですか。

ヘネシー：もっとあります。だいたい虐待が1年900件あります。その中の80%は停止です。

湯沢：その停止の期間はどのくらいでしょうか。

ヘネシー：ですから、停止の期間をできるだけ短くしているというわけです。今の法律では12ヶ月以内に剥奪か親に返すかを決めなければいけないということになっています。

湯沢：停止の期間は2年とか3年とかですか？

ヘネシー：ということは今はいけないことになっています。12ヶ月以内に親に返す。

高橋：家庭から引き離れた段階、イコール…。だから緊急シェルターの場合はまだ停止もしないわけですね。

ヘネシー：ですから1週間以内に家庭訪問して、停止しなければならないと思ったらそこで裁判所が介入する。それで停止になる。その12ヶ月以内にこの子が帰るか帰れないかを決めなければならない。だから剥奪かそれとも…。

高橋：剥奪はターミネーションのことを剥奪とっているのですか。

ヘネシー：はい。サスペンションとターミネーション。サスペンションが停止です。

停止できてはじめて里親に送れる、グループホームに送れる、または治療施設に送れる。だからここから下が日本でいう措置になります。措置するのは親権を停止して措置するわけです。停止しなかったらばまず家族に返して家族全体の支援をする。

高橋：停止したとき、ソーシャルサービスはどこがカストディーをもつのですか？

ヘネシー：カストディーは州がもちます。デンバー市の子どもでもコロラド州がもちます。デンバー市に委託する、というかたちです。ですから、ルイジアナにもらわれていった子には、州がお金を払うのであって、デンバー市が払うわけではない。

菊池：今の表で、緊急フォスターホームというのはレシービングホームと呼ばれているものですか？

ヘネシー：そうです。

菊池：この場合、専門職を持っていた方が多い、ということですが、こういう方々の

役割というのはどういうものなのでしょう。特別な役割をもっているのですか。

ヘネシー：やはり（子どもは）身体的・精神的に傷を受けています。ここにいる看護婦や保母でもって医療的なことができる。夜鳴きもするし、そういうことに耐えられて、そういう子どもたちをどういうふうに扱うか、そういうことができる人。こちらのフォスターペアレンツはそこまでの専門性はないです。病院、医療に携わった人、または保母がここにやってきました。だから子どものちょっとしたことにたじろぐ人ではなくて手当てができる方です。

このシェルターは外来の診療所がありました。このシェルターには必ず医者、看護婦、ソーシャルワーカーが常勤しています。夜中に入ってくる子どもたちにも対処できるように、すぐに電話がかけられるようになっています。まず子どもを診断します。何を診断するかというと、体にどういう傷があって、どのような精神的なダメージを受けていて、それから性的なダメージ、男の子でも女の子でも性的なダメージを見ます。本当に多いのは子どもに性的虐待があるんです。それをきちんと見ないと。そういうことで、全部ここで子どもを診察します。子どもを診察してお風呂に入れていい気持ちにして寝かせます。寝かせるところは保母がケアします。ですから診療所とケアする部屋、家庭的な感じがする部屋、そういう部屋とは分かれています。同じ場所なのですが、入る門が違っていています。子どもたちが寝る部屋には庭がついていて、そこで遊べるようになっています。こういうシェルターに1週間。

そのうちにソーシャルワーカーがすぐに行って、家庭訪問して調査書を作って、家庭相談所か児童裁判所に行って、ジャッジに親権停止の要求をするわけです。ジャッジがそれを読んでいろいろと聞きます。ソーシャルワーカーがタジタジとなるような深いところまで聞きます。それで、親権を停止するか、または親権を停止しないでこの子は返したほうがいいのか、それでまず家庭保存のプログラムをやってみなさい、それができなかつたらもう一度来なさい、というふうなことです。ジャッジも治療のことを普通のソーシャルワーカー以上にわかっています。最後の決定は裁判官がします。裁判官が親権を停止した時点で下のところに行きます。養子縁組というのは親権が完全に剥奪された段階です。二段階に分かれています。

菊池：私が緊急シェルターを訪問したときに、日本でいう一時相談所のことかな、と思ったんです。一時相談所の中には心理職もいますし、医者もいます。それで子どもを観察して次の処置を決めるという仕事をするわけです。日本も一時保護所というものがあるのだからこれを十分生かせばいいのではないかとというふうに思いましたが。

ヘネシー：使命がちょっと違うんです。一時保護所は子どもを観察して次の計画を立てるためのところですよ。ここは子どもを守るところです。安全が一番大切。今

虐待を受けてきた子どもがもう一度虐待されないように、ここで守らなければいけない。それが一番大きな目的。それで家庭の観察はソーシャルワーカーが家庭で観察するし、もちろん子どもはここでテストされたりしますね、そういう調査の結果が上がってきますが、調査する、観察するのが目的ではありません。ここで子どもを今までの虐待から安全な場所に移す、だからシェルターという名前がついています。

それに対して、一時保護所ではいろんな子どもが入ってきます。この子は少年院に送らなければいけないのでは、という行動傷害の子と、虐待されて入ってきた子とが一緒にされている。そうすると、そこで、虐待された子がまた虐待を受けるんです、子どもたちから、いじめられて。そういうことを、ここでは絶対にさせないように、何を見張っているかという、子どもにもう一度ストレスを与えないように、ここで本当に保護するんです。だからシェルターという名前なんです。だからミッション、使命が違います。

子どもばかりみているのではなくて、本当の観察は親の観察までします。復帰できるかできないか、それが一番大きな視点です。(中略) 治療を受けている間、親権停止します。子どもに会うときにはソーシャルワーカーが観察しながら会うとか、里親の家で安全なところに親が来て会うとか、スーパービジョンといいますが、スーパーバイズされた親との面接。すぐに家庭に戻すということは絶対にしない。それでカリキュラムが終わって親も随分よくなって、里親も子どもとの関わり方が変化しています、というふうにソーシャルワーカーに情報を流しています。じゃあ一度返してみようか、ということで、ウィークエンド1日返す。そのときは寝ないで1日家にいて夜は里親に返す。その次は1泊して、その次は2泊して、と順々にやっています。大体大丈夫でしょう、ということで1ヶ月返す。そこでどんなストレスがあったか、ストレスがあったときには里親に「こういうことがあったから助けて」というときもあるし、ソーシャルワーカーのほうにくることもある。それですぐに親を、家庭としてケアする。親が「このストレスはこのくらいなら子どもにカッカしなくてもいいんだ」というふうに、自分も親になる勉強をして、もう大丈夫でしょう、といったときにもう一度裁判所に行って、親権停止を解除してもらう。それが12ヶ月以内にできなければいけない。それがもしできなかつたら、親が全然協力的でなかつたら、12ヶ月以内に親権を停止する、というようになっている。今までこの親には望みがある、と12ヶ月以内で社会福祉士も言うし、裁判官が剥奪するのは厳しいことです。そこをずるずるとして、だから4年もフォスターホームにいる子がいる。だからこの期限をきっちり守りましょう、ということをしてCASEY FOUNDATIONは言っている訳です。

湯沢：デンバーの人口はどのくらいですか。そのなかの少年人口はどのくらいなんでしょう。

ヘネシー：市の周辺を含めて 300 万くらいです。子どもの人口は 35% くらいじゃないでしょうか。これは 18 歳まで。随分多いでしょう？ というのは少数民族がたくさんいるんです。スパニッシュとか、きたばかりのアジア系の人たち。こういう人はスタッフにもたくさんいましたが、普通だったら 1 人か 2 人でいいところを、うちは 4 人いないと、とか、8 人いないと、ということでスタッフがどんどん子どもを生むので（笑い）。そうしないと家庭という気持ちがない。そういうことで子どもの人口が多いのです。

湯沢：虐待児の対応のやり方については、デンバーはアメリカでも屈指に先進的な地域だといえるでしょうか。

ヘネシー：私は非常に専門性を持ったところだと思います。一生懸命にやっているところだと思います。ですから ANNIE E. CASEY FOUNDATION が、たくさんあるところからデンバーとサンフランシスコを選んだ、というところに、デンバーは認められているのではないかと思うのです。というのは、たとえば社会福祉局の中の児童家庭課の中にいる課長、これはもう 30 年来、40 年来のベテランです。それから児童裁判所のいる裁判官、この人も 40 年来の、こればかりやっている裁判官です。彼女にかかったら私たちなどコテンパンにやられてしまうような、専門性を持った、そして自分の使命は子どもを守ることであり、とおっしゃる方です。彼女の下に 2 人、まだ若手の裁判官がいるのですが、その若手の裁判官をこき使って、訓練して、やっている。そういうように専門性の高いところだと思います。社会福祉士も一応マスターを持っていないければ、児童相談所の社会福祉士として入れない。非常に専門性が高いです。社会福祉局の中でも、修士を持っていないで学士で入ってくる、普通の学士で働いている人はたくさんいます。そういう人は生活保護とか高齢者のほうにまわされています。児童と家族が一番専門性が強い。そこで 5 年働かなければ他の人をスーパーバイズできない。一番上の係長なんか 40 年。そんな人はいるだけで親が縮こまっちゃう。怖い人じゃないんですよ、ものすごく優しいのに、やはり権威というものがあるのでしょう。だから、そういう人たちからスーパーバイズされてやっているソーシャルワーカーの専門性。家庭に行っても復帰ができるかできないかということが、割に早くわかる、この家庭にはこういうプログラムが必要だ、というケースのセットができる、そういうような人たちです。この専門性というものが大切だと思います。

アメリカで言われていることが、まず子どもが未来である、子どもは大切だ、子どもにお金をかけなければいけない。高齢者のための福祉と子どもの福祉、お金は限られていますから、誰がお金を取るかということをやっている。高齢者は高齢者の代弁者がたくさんいますが、やはり国としては、子どもが未来だ、子どもの方にお金をかけなければ、ということで、いろんな FOUNDATION、財団が子どものための福祉にお金を使っている。



菊池：アメリカには乳児院というものがなくて、乳児が緊急保護される場合は、ほとんどがレシービングホームですか、シェルターではなくて。

ヘネシー：そうです。

菊池：そしてこのフォスターペアレンツは親に対しての働きかけとか、そういう役割はもっているんですか？

ヘネシー：いえ、ないです。このところではないです。もちろんそこで親が面接にこられるというのは裁判所でOKしなければなりません。裁判所に行かなくてもこの家庭で大丈夫だ、と思ったら、すぐにレシービングホームから家庭に帰りますから、このレシービングホームには教育的な役割はない訳です。親権停止として措置されたときに、緊急フォスターホームでも、この子と私の間にいい関係ができたから、ここでまた引き離すのはかわいそうだから、私はいま緊急フォスターホームのことをしているけれど、普通のフォスターホームとして考えてください、という家もあります。そういうことで、ではそうしましょう、と、この子だけには普通のフォスターホームになります。そこがすごく柔軟なんです。他の子どもには緊急フォスターホームだけど、この子はもう少し長くいられる。この子のためのフォスターペアレンツとして1年という感じでやっている。その間に家庭の修復をします、子どもが帰れるように。そのときには今度は親がフォスターホームを訪ねてきます。そうしたら、あなたはその親に対しての教育役になりますよ、と訓練の話をします。そういう意味で、レシービングホームだけではなくて、フォスターホームとしての登録ができたときには、フォスターホームとして訓練を受け直します。

菊池：日本では緊急保護で乳児院に預けられます。そのままずっと乳児院の期限まで預けられて、出る期限も1年過ぎてから初めてフォスターケアの措置が検討される、というような傾向が強いのです。緊急保護である以上は期限を置くべきではないかと思って、この60日ないし90日という期限を見たわけです。アメリカの場合は親と合わせない期間というものと一緒にこの機関が考えられているということなんです。

ヘネシー：はい、そうなんです。とくに乳幼児は本当に弱きものですから保護しなければならない。だからそれで緊急シェルターにも入れないわけです。家庭できちんとした訓練を受けているレシービングホームのフォスターペアレンツに保護されて、という感じです。この時点では家族は保護できないんです。この子にはこのフォスターペアレンツ、という時に初めて家族は、最初はソーシャルワーカーの監視のもとで訪問する。段々とフォスターペアレンツの監視のもとで子どもに会う、という感じで徐々にやっていく、そういうケースもあります。

緊急フォスターホームのフォスターペアレンツとして自分を考えていて、下の方のフォスターペアレンツとして考えると役割（の違い）で頭に混乱がくるので、私は緊急でいいわ、という人がデンバーにも多いです。それに慣れているから私はレ

シービングホームのフォスターペアレンツで、ということで。特別な場合に、とくに障害があるとかで、この子は他のフォスターホームに行っても多分すぐには順応できないから、私にここまで順応しているからこの子はもう少し私が保護します、という形で、子どもに対してフォスターホームになる。特別に緊急フォスターホームから、フォスターホームとしての登録するという人が多いです。

高橋：レシービングホームからフォスターホームに移るときの子どもの心理的な不安とか、そういうことはあまり考えずに、よろしいのでしょうか。

ヘネシー：考えずに、というよりも、フォスターペアレンツがまず緊急ホームに、そして子どもとあって少し人間関係ができて、それからいきます。ソーシャルワーカーの質の問題で、そういうことをしないソーシャルワーカーもいます。トランジションはとても大切だから、と時間をかけてやっています。だからここで60日から90日となっています。3歳以上の子だと、そういうストレスを跳ね返せる強さを持っている子も多いし、大人になつくこともできるから、緊急シェルターから1週間以内にフォスターホームに、という、そのときには（聞き取れず）。だけど、赤ちゃんの場合、60日～90日という、ここはもう少し時間をかけます。

私が見ている、日本のソーシャルワークの、児童福祉の一番の弱みというのは、児童相談所の相談員が公務員ですよね。また、専門職になっていないで、3年ごとに替わってしまう。30年40年のベテランとそういう人を比べてみて、この人じゃ両親教育なんてできないよねえ、という感じです。そこが一番の最初の私たちの目標だと思っています。それを専門職にしなければいけない。そこをきちんとして初めてそこで子どものニーズに合わせて措置をする。その措置もできるだけ家庭を中心の措置をする。今の問題は、たとえば乳児院とか施設とか、子どもがいると一人につきいくら、とお金がかかります。そうすると施設の設立のほうが大きなミッションになってしまって、子どもひとりひとりがミッションではなくなってしまふ。それでできるだけ長く施設にいる。施設の運営のほうが（大切になってしまふ）。私自身もセンターを運営していましたから、よく分かるんです、その気持ちが。けども子どもにお金がついてくる、ということならば、どこにいてもこの子どもには同じお金がついていく。アメリカの場合、難しいのは孤児院、19世紀にできた孤児院がまだあるんです。そのある形態がどんどん変わっている。孤児院から今度は養護施設になった、それがいま治療施設に変わっています。日本も戦争孤児のために孤児院ができた。それから養護施設に変わっています。そこから動いていないんです。施設対里親制度、ということではなく、施設を専門性にしてうちの施設はPTSDの子どものための治療がよくできる施設だ、とか、非行がっている子どもたち、行動傷害の子どもたちに行動療法で良くする、そういうことができる施設です、というふうに、治療施設として専門化して欲しい。そうすると里親とかグループホームをバックアップする存在になれる。いまくる子どもたちはいろいろな問題を持つ

ています。昔の戦争孤児のようではなく、虐待されて、傷を負った子どもたちがフォスターケアに来ていろいろな行動傷害を起こす。フォスターペアレンツもどうしていいかわからない。そういうときに短期で治療してくれる施設というものが背景にないと里親がつぶれてしまう。里親ができて「もういやです」と一回だけでめになってしまう。ということで、何回も継続して良い里親、専門里親になる、というのはこういうものがバックアップしているから。そこからいろいろなことで教育されているから、里親自身が、PTSDの知識とか、そういう子どもに対応する技巧とか技術とか、そういうものをどんどん質を向上している。それが日本の場合でも、治療施設対里親施設、というのではなく、今の施設がどんどん良い治療施設になっていって里親のバックアップになる。こういうふうに見ていくと、このやり方もよくて、そういう施設が両親教育にも携わるということで、両親の教育というものもやっていく。

両親教育も、ただ子どもを育成するというだけではなくて、その両親の持っている問題を解決しなければならない。たとえば雇用の問題とか、そういうことまでも児童福祉のソーシャルワーカーは携わっています。他の組織、ハローワークなどと連携をとって、父親が良い仕事に就けるように。いろんな意味で虐待だけに焦点を当てていないで、その根本になるいろいろな多様な問題をどういうふうに解決するかということで、ソーシャルワーカーの専門性というものが問われていくものではないかと思います。

菊池：夏にワシントン州に行ったのですが、CASEYはワシントン州の確かシアトルだと思うんですが、そこでスタートしたんです。いまワシントン州にいくつかCASEY関連があるので、私が勉強していたときのスーパーバイザーに里親のそういうところに行きたいと言ったら、CASEYに連れて行ってくれました。ちょうどシアトルの比較的都心部にあるCASEYのサービスセンターでしたけれど、そのときに里親を担当しているソーシャルワーカーと1時間ほどお話を聞かせていただいて、地域によって大分違うのでしょうか、そこは比較的黒人がもともと多い地域なので、あまり子どもたちを違う人種のところへはやらず、同じ黒人のところへやって、力を入れた、かなり年長の子どもでアイデンティティーをどう伸ばすか、と。だからアタッチメントはまあなんとか、その次に将来彼らが社会で自分自身をどう発揮して生きていくかというのを、彼らのアイデンティティーを、と里子たちをCASEYで集めてサポートグループを作ったり、里親が集めてサポートグループを作ったり。里親親のリクルートメントはどうしているのですか、と聞きましたら、やはりキンシップ、親族の方が多いようでした。特に黒人の方が多い。いろいろなプログラムがあるのですが、里親から養子縁組するケースもあるけれども、10歳以上でティーンエイジャーになるとなかなか養子縁組もなくて、法的な、いわゆるガーディアンシップというのですか、いま随分アメリカで盛んな。法的に親権を

そちらがとる、ということでしたが。エージェンシーがずっと関わり続けている。CASEY も研究をワシントン大学と連携してやっていたんですね。ペコラという、Child Welfare Challenge と書いたペコラ、いまアメリカの児童福祉ではテキストになっているんですが、あのペコラさんが CASEY と大分ディエッタをしていたようで、本にも CASEY の話が出てくるからなんですけど、研究とお金が、CASEY は特別だ、っていうんです、CASEY はお金があるからいろいろなことができる。専門職のソーシャルワーカーもとても質が高い、給料もいいんだと思うんです。一緒に連れて行ってくれた社会福祉局のスーパーバイザーが、そちらはそちらで里親プログラムをやっているんですが、自分たちのプログラムより CASEY のプログラムの方がずっといいと。数字に表れるのが、大体 3 分の 1 くらいは州の里親は駄目になるんだそうですが、CASEY の方は 97% 続いている、とっていました、この数年。それはもう、彼らがお金と専門性と地域のネットワークを作っているからでしょう。そのときに、先ほど先生がよい里親の基準とおっしゃっていたので、聞いたんです。

彼女は、これは私の主観ですが、とっていい里親の資質をいくつか挙げてくれました。そのなかにやはり柔軟性がある、とか、何かあったときに援助をすぐに求める。意外とそのプログラムを子どものカウンセリングとかにつけても、いろんな人に援助を求める、人とか、ユーモアがある、とか、いろいろなことを言っていましたけど、一つ私もあつと思ったのは、あまりアタッチメントのことにこだわらない人、とっていました。それは年長の子どもの場合アタッチメントは難しいので、アタッチメントとっていると続かない、と。むしろその子が学校とか地域でボーイスカウトをやったりサッカーに入ったりしているいろんなつながりがもてればそれが安定性だから、親子ばかりに、里親と子どもの絆が 100 点満点ではなくてもそんなことはあまり気にしない、それくらいの里親がソーシャルワーカーの目から見てもふさわしい、と。

ヘネシー：そうですね。だから里親の中でも子どもから愛されるということが大きなニーズだと危ないんです。そうすると、親と私と、というふうに競争になってしまう。だからそれがなくて、乳幼児の時にはアタッチメントが必要だけれど、大きくなれば子どもは他にアタッチメント作っていく。特に友達が大切になる。そういうことができるのを外から見守っていかれる人。

同じような質問をディクシーさんにしたんです。良い養い親とはどういう人ですか、といたら、親と子どもの関係とはこういうものである、という理想像がない人。そういうものがあるとかえっていけない。なんでもこい、という柔軟性。子どもが満足だったら自分も満足、というふうな、大きな意味での満足を求める人、という感じの、それが一番大切だ、とっていました。それも同じようなことなのではないかと思います。

アメリカの状態で羨ましいのは、試験的にやっているところがいくつかあって、それで比較ができることです。試験的にこういうことをしなければいけない、ということから原則、理論というものを引き出して、それが今度は上にどういうふうな法律として還元されなければいけないか、とぐるぐる回っている。そういうところに進歩があるのが羨ましいと思います。もちろんそれだけの財政もあるのですが、日本だっていまの停滞している経済状態の中でも、利益をあげている会社があるんですから、そういう会社がやってくれば…。いままでは、任意というか、資生堂も清水財団もそれをやっている。見て帰ってきてどうなっているの？という感じですか。それだけじゃだめなのよ、と。そのお金を試験的なものに使ったらどうなんでしょうか、という、んー、と。そっちのほうに財団の方たちが考えてください、と言っているのですが。

高橋：児童裁判所の話に戻るのですが、ここにはガーディアン・アド・ライタムとか、そういう人たちはいるのですか？

ヘネシー：親権ターミネーションの時にはガーディアン・アド・ライタムを必ずつけます。というのは、ソーシャルワーカーの場合、自分は子どもの代弁者だと思っても、本当に子どもの代弁者なのか、それともシステムの12ヶ月やらなければならないからこうしよう、というふうな、そっちのほうに先にきているのかわからない。だから、子どもの立場だけ考える人、ということ代弁者をつけます。子どものガーディアン・アド・ライタムもいたし、親の弁護士みたいな人もいたし、これから引き取る親の弁護士みたいな人もいたし。いろんなシステムの代弁者としてそこにいました。一番大切なのは子どものガーディアン・アド・ライタムだと思います。それは大体引退した弁護士とか、引退したソーシャルワーカーが登録しています。ジャッジミックスはよく知っています。そういうガーディアン・アド・ライタムは期限が決まっていますから、それが終わると、その次に、またあるからやってね、というふうな、信用できるガーディアン・アド・ライタムを、ジャッジが指名しています。それは裁判所に登録されています。

津崎：ガーディアン・アド・ライタムというのですか？

ヘネシー：はい、ガーディアン・アド・ライタム。法律的なガーディアン。いま、子どもから親権を断ち切る、ということが起こっています。まずフロリダから起こって、その初めての裁判はアメリカでも放映されました。その男の子は、虐待はされないのですが、母親が放置する。まず放置されているので里親に出され、そのうちに母親が他の男性との間に子どもを作る。するとその男の子がベビーシッターとして必要になって呼び戻す。それで少したつと、母親がまたその男性から離れてどこかに行ってしまって、また放置されて、今度は二人になって。そのうちにまた母親が子どもを作ってこの子を呼び戻す。こんなふうは何回も行ったり来たりさせられた。それで嫌になった。たまたま今の里親は、自分の親友の両親がなってくれた。

その家族が、よかつたらうちの子になってもいいのですよ、ということで、自分は本当にこの人のうちにもらわれない、と。でも親権を断ち切られていないから、自分が訴訟を起こしている。子どもから親権を断ち切る訴訟。そのときに、子どもの弁護士と母親の弁護士とが戦っていました。母親の弁護士が言うことは、あなたは自己中心だ、という。妹弟を置き去りにして、自分だけよければいいのですか、と。その子がいうには、「自分は今 14 歳だ、14 歳で妹や弟のことを考えても自分は何もできない、私はここにもらわれていたら、この家族はお金をもらって私を大学まで出してくれる、と言っている、大学を出て何かになったときに、弟や妹の面倒を見ることができるけれど、今の状態ではできない、今みたいに生まれたから帰ってこいと言われてまた放置され、今までとても良い関係になった里親からも引き離されて、自分はまるで根無し草みたいな感じだ、本当にここに根を下ろしたいというときに邪魔になるのが母親だ、いつか母親の面倒を見ることもあるかもしれないが、いま私に必要なのはこの家にもらわれることだ」とその子が言って、親権を断ち切ってそこにもらわれていきました。それが初めての、子どもから親権を断ち切った裁判です。いまはいろんなケースがあるらしいです。子どもから親権を断ち切って、今の里親が好きで里親も自分を好きだと言ってきて、ここにもらわれない、とあって、今のフォスターペアレンツにアドプティブペアレンツになって欲しい、とあってもらわれていく。そういうケースがいまたくさん出てきている。それも良い傾向だと思います。

そのときに私たちが考えなければいけないのは、子どもという一個人の人権。子どもは親の物じゃない、ということ。これは児童憲章でも謳われていることですが、日本の場合、新しい法律ができたときも自民党が親権のことを言わなければ通すよ、などということで、親権、親の権利となると、日本はそこで躊躇する。それでも児童憲章では「子どもは一個人の間であって」といっているのだから、それを実践しなければならない。アメリカの場合児童憲章はないんです。自分のほうではきちんとやっているから、あんなものいなくてもいい、と。児童憲章はないのですが、児童の人権ということは真剣に考えているなあ、と思いました。それがいまこういう形であらわれている。

菊池：アメリカではエマンシペーションというのですか、未成年解放を。その制度はあるのですか？

ヘネシー：あります。

菊池：その場合、解放された子どもは、自分が、養子縁組に自分自身で同意する権威もあるのですか？

ヘネシー：あります。

菊池：そのケースはエマンシペーションではなかったのですか。

ヘネシー：エマンシペーションではないんです。14 歳です。16 歳でエマンシペーション

ンです。ですから16歳でもって、これはベトナムの子のケースですが、いろんなフォスターケアを転々として、その子は16歳と言っていますが、もっと精神的には高いから多分16歳じゃないと思います。ベトナムだと戸籍がしっかりしていないし、戦争状態だったから自分がいくつだかわからない。自分は完全に16歳だからエマンシペーションします、自分で働きます、と自分から里親制度を出て行って、でも自分の心のよりどころはベトナムにいる両親です。だから、そこでもって紐のちぎれた風船ではなかった。ベトナムから来ていて、心のよりどころはベトナムにあったから、自分は里親制度から出て行きます、と自分から出て行った。そしてその子のケースはずっとセンターで見っていますが、大学へ行って、大学で勉強して、21歳になった時点で親を引き取りました。親の入院を助けました。21歳になって仕事があると親を保護できる、ということで、親が来たわけです。そうしたらすごい問題になった。今まで親は理想の親が向こうにいる、ということで8歳くらいで出てきたから。ところが親はベトナム人の両親だから、こどもに対して、あれしなさい、これしなさい、といろいろなことをいう。今までこの子は8歳から21歳まで自分で自分を育ててきた。それでそういう人が、急に親が来て、あれしろ、これしろ、といわれて、その親もアメリカの状況を知らないのに、自分の親権を振り回す。それで親とすごく喧嘩して。親が向こうにいてくれて、親の理想像を描いていたほうが幸福だった、と言って、センターに相談に来たりして。それで親子のカウンセリング、家族カウンセリングをして、親にこの人はもう大人なのだから、そういうことは言えないのですよ、と。アメリカでは、ということで再教育して、親があれしろこれしろとできるだけ言わないように。そういう面白いケースがありました。

湯沢：定刻に近づいたので、この辺で終わりにいたします。面白いケースと、非常に実践的で、おそらく先進的に一番熱心にやられている地域の里親問題をご紹介します。ありがとうございました。

ヘネシー：どういたしまして。ありがとうございました。これからの日本の児童福祉の制度を皆さんでいいものにしていく、そのの少しでもお役に立てればと思います。どうぞ使ってください。私はあと2年半しかおりませんので、どうぞ使ってください。

湯沢：ありがとうございました。

## VI アメリカ・オハイオ州・ルーカス郡の里親制度と研修

桐野 由美子

### 1. はじめに

本稿の目的は、里親制度の先進的形態を持つアメリカ合衆国の一州としてオハイオ州、またその中にある一郡としてルーカス郡を選択し、里親委託と里親支援に関する関連法規・行政措置・財政・里親研修・委託手当などの情報を収集し、今後の日本の里親制度の振興に寄与させることにある。

今回収集した情報は主に、平成 13 年 10 月に本研究者が実施したオハイオ州ルーカス郡子どもサービス局 (Lucas County Children's Services : 以下 LCCS と略す) での聞き取り調査とオハイオ州職業／家庭サービス中央局 (the Ohio Department of Jobs and Family Services : 以下 ODJFS と略す) からの情報提供によるものである。

なお、日本では近々「専門里親」制度が実施されることもあり、本稿では特に、アメリカで現在定評のある里親研修プログラム、ならびにオハイオ州ルーカス郡における里親研修の実態に力を入れて調査した。

### II. オハイオ州とオハイオ州ルーカス郡の背景

オハイオ州ならびにオハイオ州ルーカス郡の全人口・子どもの人口・失業率・市民の年間収入・高校卒業者人口・児童虐待通告件数・虐待ケース内訳・公的扶助受給者数・家庭外措置の子どもと家族への支出・民間団体へ委託した子どもの家庭外措置サービスの割合を【図 1】にまとめて表示した。

州レベルと郡レベルの共通点として第 1 に、全人口の約 3 割が 0 歳から 18 歳未満の子どもであること、第 2 に、虐待ケースの中でネグレクトが一番大きい割合 (州レベル 38%、郡レベル 48%) を占めること、第 3 に、里親家庭などの家庭外委託されている子どもの親の約 70% がアルコール／薬物依存症であることなどがあげられる。

オハイオ州全体では現在、約 11, 000 の里親家庭が認可されている。なお、ここで言う里親家庭は日本の「養育家庭」に当り、概して家族再統合までの一時的ケアを提供する。その 11, 000 家庭の内、55% の里親家庭は郡立公的機関により、また残りの 45% は、ODJFS が承認した民間団体により管理されている。

オハイオ州には 191 の里親委託民間団体が ODJFS により認可されており、その内 107 の民間団体が ODJFS の代理 (representative) として里親認可志願者のホームスタディを実施し、認可されるに値する里親家庭候補者を州に推薦する仕組みになっている。また、これら 191 の内 107 の民間里親事業団体はそれぞれ自分たちの里親ネットワークをもっており、残りの 84 の民間団体は、同時に養子斡旋事業を営んでいるか、あるいはグループホームや子どもの施設 (children's residential centers) を経営している。

なお、ルーカス郡では殆ど (約 80%) の子どもが公的機関 (LCSS) 直轄の里親家庭に委託されているのが特徴としてあげられる。

次に、オハイオ州のみでなく、アメリカ合衆国全体としての特色として、子どもの家庭外措置先を決定する際に、まず「子どもの元の環境を最小限内に変える」ことを目標とすることから、血縁関係を重んじての「親戚委託 (キンシップケア)」や、以前



前と同じ学校に通学できる地域内の里親家庭を最優先する。同時に里親の主要な任務の1つに、必ず「直接、実親と協力し、実親に子育て等のスキルを教え、実親を励まし、迅速な親子再統合を目指す」ことが含まれていることを明記している。現在の日本の養育里親の任務としてこの種のもはあげられていないが、今後の日本の養育里親の任務として検討してみる必要があると思われる。

加えて、里親委託機関を短縮し、子どもの家庭復帰を早めるために FACSIS と呼ばれる効果測定が全州で実施されている。FACSIS システムでは、各郡における子どもの里親家庭委託期間の短縮の程度・使用された里親タイプ・子どもと実親の特徴・里親家庭に関する情報などが一目でわかるようにデータ化されている。

### III. 諸タイプの里親家庭

#### A. オハイオ州全体としてのタイプ別里親家庭：

オハイオ州の里親制度に関する事項は主にオハイオ州改正法第 5103 章 (the Ohio Revised Code: chapter 5103) に規定されている。2002 年 2 月現在の改正法には、「(従来) 里親家庭」と「特別(specialized)里親家庭」の 2 タイプが記載されているのみであるが、一方、実際には多種のタイプの里親家庭が郡レベルで規定されている。ODJF による情報では概して、現在のオハイオ州全体の里親を次の 4 つのタイプに分類できる。

- 1) 養子縁組前の乳児対象型里親家庭 (pre-adoptive infant foster homes)
- 2) 従来里親家庭 (family foster homes)
- 3) 治療型里親家庭 (treatment foster homes)
- 4) 医療虚弱型里親家庭 (medically-fragile foster homes)

このような現状と法律上の矛盾を解消する目的で、オハイオ州は上記の「従来里親家庭」以外の 3 タイプを法律化するプロセスにあり、2～3 年以内に法律改正が実施される予定である。法律改正後は、全里親家庭の約半分弱にあたる 5000 家庭が治療型あるいは医療虚弱型里親家庭に転向し、また少数ではあるが約 200 家庭が養子縁組前乳児対象型里親家庭に転向するであろうと予測されている。

オハイオ州のもう 1 つの特徴は、OHDJFS の認可を受けさえすれば、各郡は独自の里親制度に関する規定を制定することができることにある。ゆえに各郡の里親委託事業の運営状況は多種多様になっている。

次に示すオハイオ州ルーカス郡の規定しているタイプ別里親が ODJFS のそれと異なっているのも、多種多様性を認めるオハイオ州の特色が現れていると言える。

なお、現在の里親制度全般については主にオハイオ州改正法第 5153 章に規定されており、行政および民間団体による里親斡旋事業の運営に関してはオハイオ州条例第 5101 条第 2 項の 5 (Ohio Administrative Code Chapter 5102:2-5) に規定されている。

#### B. ルーカス郡のタイプ別里親家庭

ルーカス郡はオハイオ州全体に比べて、里親家庭タイプをより詳細に、下記のように概して 8 つに分類している。

- 1) 従来里親 Traditional Foster Parent
- 2) 緊急里親 Emergency Foster Parent
- 3) 息抜き (レスピットケア) 里親 Respite Caregiver
- 4) 医療里親 Foster Parents for Medically Involved & Medically Challenged Children
  - レベル 1 : 特別ニーズ Special Needs
  - レベル 2 : 例外的ニーズ Exceptional Needs
  - レベル 3 : 集中的ニーズ Intensive Needs
  - レベル 4 : 医療的虚弱型里親 Medically Fragile

5)行動問題里親 Foster Parents for Children with Behavior Problems

レベル1：特別ニーズ・レベル1 Special Needs Level 1

レベル2：特別ニーズレベル2 Special Needs Level 2

レベル3：集中的ニーズ Intensive Needs

6)治療里親 Therapeutic Foster Parent

7)矯激治療里親 Intensified Therapeutic Foster Parent

8)社会自立型里親 GIFT (Gaining Independence for Teens) Foster Parent

なお、各タイプおよび各レベルの資格条件・仕事内容・給与に関する事項がそれぞれ別個に極めて詳細に規定されている。紙面制限のため全タイプ・全レベルの資格条件・仕事内容等を紹介できないため、あえて「従来里親」と「行動問題里親・レベル1」規定要綱を例として、全タイプ/レベルの里親の日当要約とともに次に列記する。

a. 従来里親

「従来里親の総体的目標」:

LCCS が監護権を保持する子どもの内、特別な問題を抱えない子どものケア

「従来里親の責任事項」:

- ・子どもの日常生活のニーズを満たす。
- ・子どもの養育に必要なストレンクスと機動性 mobility を所有。
- ・医療上のアポイントの送迎をする。
- ・学校関連の行事や懇談に参加する。
- ・子どもの学校・医療・行動関連の記録を管理する。
- ・6ヶ月ごとの administrative review とスタッフィングに必ず参加する。
- ・子どもの養育のために地域資源と協力する。
- ・必要な時に LCCS/ケースワーカーに連絡し指導を受ける。
- ・子どもの養育のためのトレーニングを受講する。
- ・子どもに問題・緊急事態・行動の変化が起きた場合迅速に LCSS に通知。
- ・大人が常時子どもをスーパーバイズする。
- ・子どもを家庭に維持し、措置崩壊の予防にあたる。
- ・可能な限り実親家族と一緒に子どもの養育に取り組む。
- ・LCCS に認可された息抜き里親家庭を使用する。

「従来里親」の最低条件:

- ・認可里親家庭
- ・地域資源活用能力
- ・医療上のアポイントの送迎・心理関連や学校関係のアポイントに参加

「従来里親」の日当:

0～10歳 一日 12ドル

11～15歳 一日 16ドル

16歳以上 一日 25ドル

※0～15歳の子どもの対象に、次の全事項中75%のサービスを提供する場合は一日当たり2ドル追加:

- 1) 親子訪問の為の送迎をする、又は自分の家を親子訪問のために提供する。
- 2) 医者・歯医者・セラピーのアポイントの送迎をする。

「従来里親」必須トレーニング:

- ・「フォスターケア・コア」クラス受講完了奨励
- ・毎年12時間のトレーニング受講完了必須

## b. 行動問題里親・レベル1

### 「行動問題里親」の総体的目標

家庭外養育（ケア）・怒り管理（アンガーマネジメント）・問題解決技術を攻撃性のある非社会的子どもに提供する。

### 「責任事項要約」

行動問題児に安定した家庭環境を与えるため、ロールモデルになり、ペアレンティングスキル・コミュニケーションスキルを活用し、地域とのかかわりをもつ。

### 「特別ニーズ・レベル1」

「養育者の責任」：行動問題児対象里親として日当を受理するには、下記の全ての任務を果たす：

- ・里親認可証を保持する。
- ・子どもの日常のニーズを満たす。
- ・子どもの養育に必要なストレングスと機敏性（mobility）を活用する。
- ・医療・心理・セラピー・裁判所・LCCS・学校関連の全てのアポイント／プログラムへの子どもの送迎を担う。
- ・医療・心理・セラピー・裁判所・LCCS・学校関連の全てのアポイント／プログラムに子どもと共に参加する。
- ・年2回の Administrative と全てのスタッフィングに参加する。
- ・子どもの治療プログラム作成を手伝う。
- ・子どもの治療プログラムの全ての構成要素の実践を支援する。
- ・医療・学校・子どもの行動に関する最新の記録を維持する。
- ・地域資源と協力して仕事をする。
- ・必要な時には機関/ケースワーカーに連絡をとり相談する。
- ・子どもの養育のためになるトレーニングに参加する。
- ・子どもの病状の変化・医療上緊急事態を迅速に LCCS に通知する。
- ・大人が常時子どもをスーパーバイズする。

### 「最低条件」

- ・認可里親家庭であること。
- ・地域資源活用能力を持つ。
- ・子どもの養育に関する援助を受け入れ、指導に従う能力を有する。
- ・子どものセラピーあるいは病院への送迎責任を担うことができる。
- ・子どもを家庭に維持し、委託崩壊の予防をする。
- ・可能な限り、子どもの実親家庭と一緒に仕事をする。
- ・熟練した息抜き里親を活用する。

### 「子どもの行動指標」

「行動問題を有する子ども」の定義：軽度から中度の情緒的・行動・心理的問題をもつ子ども。そしてこれらの問題は、児童虐待、性被害・何度も経験した複雑な離別・環境と遺伝要因などの結果によるものである。子どもの養育者は、上記の「養育者責任事項」の通り、より高度のレベルのケアとスーパービジョンを提供しなければならない。

「行動問題：レベル1・特別ニーズ」の子どもは、下記の3つ以上の慢性的行動問題をもつ。ここでの「慢性的」とは、毎日、あるいは最低週に数回にわたり下記の行動が現れることを指す。

- ・大人あるいは子どもを脅迫・攻撃する。
  - ・動物に対し残虐で虐待行為をとる。
  - ・家あるいは学校で小さくて余り価値のないものを盗む。
  - ・全ての状況の中で暴言をはく。
  - ・大人あるいは子どもと過激な口喧嘩をする。
  - ・自己制御が全くできないため、突発的な怒りの爆発・重度の癩癪が30分以上続く。
  - ・反抗的／失礼で手に負えない行動をする。
  - ・精神保健専門職が診断した軽度の行動障害（行動障害・適応障害・ADHDなど）を持つ。
  - ・「手に負えない行動」に限られた犯罪歴（比較的軽犯罪）を有す。
  - ・他人や他人の所有物を全く大事にしない。注意散漫で他人の所有物に軽度の損傷をきたす。
  - ・時々学校をずる休みする。
  - ・家出をする。門限を守らない。
  - ・アルコールや薬物使用のリスクを抱えている。
  - ・自殺願望
  - ・公的場面でのマスターベーション・セックスやポルノに没頭・露出症・覗き見行為
- 「行動里親レベル1・特別ニーズの必須トレーニング」**
- ・「Foster Care Core トレーニング」完了奨励。
  - ・認可前トレーニングとして Specialty Core の完了（従来里親より高額な日当受領のため）そのトレーニングの例として、「青少年精神問題」「ADD/ADHD」「子どもの特別研修」
  - ・認可後毎年12時間のトレーニングを必ず受ける。この12時間の研修のトピックは：「薬物乱用」「怒りのコントロール」「愛着障害」「性的被虐待児の養育」「応急手当」などである。

### c. 全タイプ/レベルの里親の日当要約

1) 基準（従来）里親	レベル 1	レベル 2
子どもの年齢		日当
0～10歳	12ドル	一日14ドル
11～15歳	16ドル	一日18ドル
16歳以上	25ドル	一日25ドル
2) 特別ニーズ里親（医療里親と行動問題里親）		
子どもの年齢		日当
0～10歳	15ドル	一日17ドル
11～15歳	19ドル	一日21ドル
16歳以上	25ドル	一日25ドル
3) 例外的ニーズ里親（医療里親と行動問題里親）		
子どもの年齢		日当
0～10歳	17ドル	一日19ドル
11～15歳	21ドル	一日23ドル
16歳以上	25ドル	一日25ドル
4) 社会自立里親（G.I.F.T.）		
子どもの年齢		日当
16～18歳		一日27.50～35ドル